

議案第 6 3 号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由から削るため並びに字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成１８年北名古屋市条例第１４０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号を削り、同条第２号中「禁錮」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第２号とし、同条中第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

附 則

この条例は、令和元年１２月１４日から施行する。